

多目的ホール等の開館に向けた考え方について

令和2年5月29日改定
広島県環境県民総務課

【基本的な考え方】

多目的ホール等（※）を開館するに当たっては、人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）を確保するなど、次に掲げる対策を踏まえ、徹底した感染防止策を行うこと。

この感染防止策は、国の専門家会議が提言した「新しい生活様式」を踏まえたものであり、レベル1の状況にあると判断されても継続をお願いしたい。（レベル2以上の段階と明示されている対策を除く。）

なお、感染防止対策を実施するに当たっては、施設の状況や特性を踏まえた対応を行うことが必要であり、必ずしも以下の対策をそのままの形で実施することを求めるものではないが、職場毎の特性に合わせた対策については「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート」を活用しつつ、この基本的な考え方の趣旨を踏まえ適切に対応すること。

※多目的ホール、文化会館、集会場、展示場

（注） 枠内下線はレベル2以上の段階での対策

1 感染源を絶つこと（入館時における注意事項）

(1) 利用者向け

ア 発熱や、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状があるなど体調の悪い利用者については、入館を自粛するよう掲示により注意喚起する。

【「ア」におけるレベル2以上の段階での更なる取組】

レベル2以上の段階では、掲示に加え、窓口での声掛け、チラシの配布などにより対応する。

また、入館時に受付カウンターを経由しない施設については、レベル2以上の段階では、入口にスタッフを配置するなどにより対応する。

イ 利用者にマスクの着用を求めるとともに、マスクの着用のない利用者に対しては、入館を自粛するよう掲示により注意喚起する。

【「イ」におけるレベル2以上の段階での更なる取組】

レベル2以上の段階では、掲示に加え、窓口での声掛け、チラシの配布などにより対応する。

また、入館時に受付カウンターを経由しない施設については、レベル2以上の段階では、入口にスタッフを配置するなどにより対応する。

ウ 施設の入口，出口に消毒用のアルコール等を配置し，こまめな利用を提示により周知する。

【レベル2以上の段階での更なる取組】

レベル2以上の段階では，施設の出入り口に加え，多くの利用者等が手を触れる箇所（テーブル，椅子の背もたれ，ドアノブ，電気のスイッチ，電話，キーボード，タブレット，タッチパネル，レジ，蛇口，手すり，エレベーターのボタンなど）の付近にも消毒用のアルコール等を配置し，こまめな利用を提示により周知する。

エ 令和2年6月18日までは，イベント主催者への呼びかけ，施設のホームページや掲示において，他都道府県からの来館をしないように促す。

オ 令和2年5月31日までは，バスなどによる団体での来館をしないように促す。

【レベル2以上の段階での更なる取組】

エ レベル2以上の段階では，イベント主催者への呼びかけ，施設のホームページや掲示において，バスなどによる団体での来館自粛を要請する。

オ レベル2以上の段階では，イベント主催者への呼びかけ，施設のホームページや掲示において，他都道府県からの来館自粛を要請する。

(2) 職員向け

ア 発熱や，軽度であっても風邪の症状等があるなど体調が悪い場合は，自宅で休養させることを徹底する。

イ 職員はマスクを着用した上で，利用者から物品や金品を受領する場合においては，触れる箇所を最低限とする工夫（トレーの使用や手袋着用など）を行うとともに，こまめな手洗いや手指消毒の徹底を図る。

2 感染経路を絶つこと（館内における注意事項）

(1) 利用者向け

ア 施設内では咳エチケットの徹底，こまめな手洗い，会話を控えめにすること及び大声での会話の自粛について掲示により周知する。

【レベル2以上の段階での更なる取組】

レベル2以上の段階では，掲示に加え，窓口での声掛け，チラシの配布などにより対応する。

また，入館時に受付カウンターを経由しない施設については，レベル2以上の段階では，入口にスタッフを配置するなどにより対応する。）

(2) 施設向け

ア 受付カウンターやチケット売り場など，人と人が対面する場所は，アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。

イ 多くの利用者等が手を触れる箇所（テーブル，椅子の背もたれ，ドアノブ，電気のスイッチ，電話，キーボード，タブレット，タッチパネル，レジ，蛇口，手すり，エレベーターのボタンなど）は，始業前，終業後に，丁寧にアルコールまたは水拭き清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

【レベル2以上の段階での更なる取組】

「イ」において，レベル2以上の段階では，始業前，午前中1回，午後1回，終業後の少なくとも4回は丁寧にアルコールまたは水拭き清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

ウ 休憩スペースにおいては，一度に休憩する人数を制限するとともに，対面での食事や会話を防げるよう，いすやテーブルの配置を工夫（利用不可等の張り紙貼付や一時撤去など）する。また，始業前，終業後に丁寧にアルコールまたは水拭き清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

エ 鼻水，唾液などがついたゴミは，ビニール袋に入れて密閉して縛る。
ゴミを回収する人は，マスクや手袋を着用し，マスクや手袋を脱いだ後は，必ず石鹸と流水で手を洗う。

オ トイレでは感染リスクが比較的高いと考えられるため，不特定多数が接触する箇所は，始業前，終業後に丁寧にアルコールまたは水拭き清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。また，ハンドドライヤーが設置してある場合は，使用禁止措置を講じる。

カ スタッフのユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

【レベル2以上の段階での更なる取組】

キ レベル2以上の段階では，閲覧等に供する資料・図書・チラシなどの提供サービスは実施しない。

3 集団感染のリスクへの対応（濃厚接触の回避，3密の回避）

(1) 入退出時（入退出時の行列を含む），窓口カウンター，チケット売り場，物販場所及びロビー等の集合場所等において，人と人との十分な間隔（できるだけ2メートルを目安に）を確保する。

(2) 通路（廊下，階段）を一方通行とし，対面とならない環境をつくる。（施設の構造上対応できない場合を除く。）

- (3) 施設内の移動においても、人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）を確保することとし、確保できない場合は入場の制限等を行う。
- (4) 入場制限等の実施に伴い待機列が発生した場合でも、人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）が確保できる工夫（床への目印テープ貼付による対人距離の可視化など）を講じることとし、確保できない場合は待機列が発生しない工夫（利用時間の制限、整理券の発行等）を講じる。
- (5) 人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）を確保することができない場合には、入場制限や利用時間制限の可能性があることを施設のホームページ及び掲示において周知する。
- (6) 来館者が集まりそうな場所を特定し、分散させるための工夫（案内役のスタッフの配置など）を講じる。
- (7) 屋内施設については、1時間に1回は窓を開けるなど換気を行い、密閉空間にしない。可能であれば2方向の窓を同時に開ける。
- (8) 窓がない部屋については、空調機器を稼働（外気導入運転なども含む。）させるなど、室内空気の滞留を避ける。
- (9) 座席を設けるときは、間隔をあける（1m、できれば2m）。固定座席の施設・設備においては、同様の間隔が確保できる配席等を行う。

【レベル2以上の段階での更なる取組】

レベル2以上の段階では、固定座席等の施設・設備においては、人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）が確保できるよう、四方を空けた席配置等を行う。

4 イベントへの対応（令和2年6月18日まで）

- ・屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること。
- ・屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）を目安としつつ、次のような感染防止対策を講じた上で、開催することができる。100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にするとともに、次のような感染防止対策を講じた上で、開催することができる。

- ① 3つの密の発生が原則想定されないこと。
- ② 入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用等、適切な感染防止対策が講じられること。
- ③ イベントの前後や休憩時間等の交流を極力控えること。
- ④ 密閉された空間で、大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと。また、全国的大規模な催物等の開催については、リスクアセスメントの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。

なお、イベント参加者の名簿作成による連絡先等の把握や、導入が検討されているスマホの接触確認アプリの活用などに留意すること。

【レベル2以上の段階での更なる取組】

比較的少人数（最大でも50人程度）のイベントについては、次のような感染防止対策を講じた上で、段階的な制限の解除を行う。

- (1) 3つの密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと（人と人との間隔はできるだけ2メートルを目安に）
- (2) 大声での発声、歌唱や声援、近接した距離での会話、または吹奏楽器の演奏等、飛沫感染のリスクが原則想定されないこと
- (3) その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること。
- (4) イベント主催者に対しても、上記対策を徹底させること。

5 対策の遂行

各施設においては、対策責任者・担当者を決め、上記の対策を遂行すること。

【参考資料】

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」～「新しい生活様式」の実践例～（2020年5月4日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）